



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月31日(木) 号外(第9号)

目次

| | ページ |
|--|-----|
| 規 則 | |
| ○群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(会計管理課) | 2 |
| ○群馬県財務規則の一部を改正する規則(同) | 2 |
| 告 示 | |
| ○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正(会計管理課) | 5 |
| ○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正(同) | 5 |
| 訓 令 | |
| ○群馬県庁議規程の一部を改正する訓令(秘書課) | 6 |
| ○群馬県職員表彰規程の一部を改正する訓令(総務課) | 6 |
| ○群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令(同) | 6 |
| ○群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課) | 6 |
| ○群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令(総務事務管理課) | 7 |
| 災害対策本部規程 | |
| ○群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理課) | 7 |
| 国民保護対策本部規程 緊急処理事態対策本部規程 | |
| ○群馬県国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理課) | 8 |

規則

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十二号

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県収入証紙条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「別表第一の二」を「別表第一第一号の表」に改める。

別表第一中「第二条関係」を「第二条、第二条の二関係」に、同表第一号の表中「をもつて」を「又は証紙以外の方法により」に改め、別表第一第二号の表中「をもつて」を「により」に改める。

別記様式第十五号中「~~一~~」を「~~一~~」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十三号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「企業局経営戦略課長」を「企業局総務課長」に、「病院局総務課長」を「病院局経営戦略課長」に改め、同条第十七号中「警察本部」の下に「(サイバーセンターを含む。以下同じ。)」を加え、同条第十八号中「企業局経営戦略課」を「企業局総務課」に、「病院局総務課」を「病院局経営戦略課」に改める。

第二十九条第一項及び第二項を次のように改める。

1 県庁における別表第一の二、別表第一の三及び別表第一の四に規定する事項については、これらの表の定めるところにより財政課長又は総務部長に協議しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、県庁における次に掲げる事項については、財政課長に協議しなければならない。ただし、あらかじめ財政課長に協議することにより、当該協議に代えることができる。

一 税外収入金の減免等に関すること。

二 負担付寄附又は贈与に関すること。

三 国庫支出金(予算に計上された額以内のものを除く。)の申請に関すること。

四 補助金、奨励金、交付金等の交付要綱等に関すること。

五 県財政に係る条例、規則、告示、訓令、通知等に関すること。

六 県財政に係る許可、認可等の申請及びその結果に関すること。

七 第二十七条ただし書の規定による予算の執行に関すること。

八 その他県財政に係る重要又は異例な事項に関すること。

第四十四条第三項中「日曜日又は銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第五十一条」を「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十五条第一項」に改める。

第五十二条の二の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条

第一項中「第二百三十一条の二第六項」を「第二百三十一条の二」に、「指定代

理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「指定代

理納付者による歳入」を「指定納付受託者による歳入又は歳計外現金(以下「歳入

等」という。)」に、「指定代理納付者用」を「指定納付受託者用」に改め、同項た

だし書中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十五条第一項ただし書中「金融機関」を削る。

第六十条第一項中「地方税」を「地方税等」に改める。

第六十条の二第二項中「指定代理納付者用」を「指定納付受託者用」に改め、同条

第四項中「地方税」を「地方税等」に改める。

第一百一条の表四の項中「指定代理納付者に納付させる歳入」を「指定納付受託者に

納付させる歳入等」に、「指定代理納付者が納付する歳入」を「指定納付受託者が納

付する歳入等」に改める。

第二百四十二条の一項を加える。

2 前項に規定する支出の事務の委託を受けた者は、当該委託事務に係る経費の支払

を完了したときは、速やかにその内容を明らかにした報告書を、支出命令者を経由

して会計管理者に提出しなければならない。

第二百九条ただし書中「金融機関」を削る。

第二百九十一条第二項に次の一号を加える。

五 国が認可した約款又は特約に基づく保険の契約をするとき。

第二百九十一条の三第一項中「規則」を「規則等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条第一号に規

定する規則等で定める契約は、機械器具(電子計算機又は情報通信機器において使

用するソフトウェアを含む。以下同じ。)、設備又は車両の借入れに関する契約と

する。

3 群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条第二号に規

定する規則等で定める契約は、次に掲げるものとする。

一 機械器具又は設備の運用又は管理に関する業務を委託する契約

二 庁舎又は施設の警備、清掃又は案内に関する業務を委託する契約

三 複写に係る役務の提供に関する契約

四 ソフトウェアに関する使用許諾契約

| 地域機関等 | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------------------|--------------|---------------|-----------|------------|-----------|-----------|----------|-----------------|-------------|----------|
| 生活(子ども部) | | 地域創生部 | | | | | | 総務部 | | 知事戦略部 | |
| 群馬県立ぐんま学園 | 児童相談所 | 群馬県立世界遺産センター | 群馬県立土屋文明記念文学館 | 群馬県立歴史博物館 | 群馬県立自然史博物館 | 群馬県立近代美術館 | 群馬県立近代美術館 | 群馬県立消防学校 | 群馬県自動車税事務所 | 群馬県自治研修センター | 群馬県東京事務所 |
| 次長 | 次長(経理を担当する次長をいう。) | 次長 | 次長 | 次長 | 次長 | 次長 | 次長 | 副校長 | 次長、収納係長又は収納第一係長 | 次長 | 副所長 |

五 指定納付受託者と締結する法第二百三十一条の二の三第一項に規定する納付事務の取扱いに関する契約

別表第一教育委員会の項中「群馬県立妙義青少年自然の家 群馬県立東毛青少年自然の家」を「群馬県立東毛青少年自然の家」に改め、同表警察本部の項中「高崎警察署」を「高崎警察署 高崎北警察署」に改める。

別表第一の二の一の表中注三を削り、注四を注三とし、別表第一の二の三の表注二中「第八条第一項」を「第八条第一項及び第四項」に改める。

別表第一の四前金払、部分払、概算払及び精算払の額の確定の項中「概算払及び」を「及び概算払の意思の決定(負担金、補助及び交付金を除く。）」並びに「に改め、同表注三中「概算払の意思の決定」を「概算払の意思の決定(負担金、補助及び交付金を除く。）」に、「概算払の内容」を「概算払の内容」に改める。

別表第二地域機関等の項を次のように改める。

| 健康福祉部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------------|-------------------|----------|-------------|-------------|-------|----------|-------|-------|---------|-------------------|-------------------|---------------|-------------------|------------|----------------|----------------|------------|-------------------|
| 農政部 | | | | | | 環境森林部 | | | 保健福祉部 | | | | | | | | | | |
| 群馬県浅間家畜育成牧場 | 群馬県鳥獣被害対策支援センター | 群馬県立農林大学校 | 群馬県水産試験場 | 群馬県蚕糸技術センター | 群馬県農業技術センター | 農業事務所 | 群馬県林業試験場 | 森林事務所 | 環境事務所 | 環境森林事務所 | 群馬県動物愛護センター | 群馬県食肉衛生検査所 | 群馬県食品安全検査センター | 群馬県こころの健康センター | 群馬県立しらがね学園 | 群馬県発達障害者支援センター | 群馬県心身障害者福祉センター | 群馬県衛生環境研究所 | 保健福祉事務所 |
| 次長 | 次長 | 次長(経理を担当する次長をいう。) | 次長 | 次長 | 次長 | 次長 | 次長 | 次長 | 次長 | 次長 | 次長(経理を担当する次長をいう。) | 次長(経理を担当する次長をいう。) | 次長 | 次長(経理を担当する次長をいう。) | 次長 | 次長 | 次長 | 次長 | 次長(経理を担当する次長をいう。) |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|---|---|---------|-------------|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------|----------------|----------|
| 群馬県立図書館 | 特別支援学校 | 中等教育学校 | 高等学校 | 群馬県立文書館 | 群馬県総合教育センター | 教育事務所 | 群馬県下水道総合事務所 | 群馬県八ッ場ダム水源地域対策事務所 | 群馬県上信自動車道建設事務所 | 県土整備部 | 産業経済部 | 群馬県畜産試験場 |
| | | | | | | | | | | 土木事務所 | 群馬県立群馬産業技術センター | 群馬県計量検定所 |
| 次長 | 事務長(主監)、事務長(次長)、事務長(補佐)(総括)、事務長(補佐)、事務長(係長)(総括) | 事務長(主監)、事務長(次長)、事務長(補佐)(総括)、事務長(補佐)、事務長(係長)(総括) | 事務長(主監)、事務長(次長)、事務長(補佐)(総括)、事務長(補佐)、事務長(係長)(総括) | 次長 | 次長 | 次長(経理を担当する次長をいう。) | 副所長(経理を担当する副所長をいう。) | 総務担当職員 | 次長(経理を担当する次長をいう。) | 副所長又は次長(経理を担当する副所長又は次長をいう。) | 副校長 | 次長 |

| | | | |
|------|-----|---------------|------|
| 警察本部 | 警察署 | 群馬県立ぐんま天文台 | 総務係長 |
| | | 群馬県立ぐんま昆虫の森 | 次長 |
| | | 群馬県生涯学習センター | 次長 |
| | | 群馬県立北毛青少年自然の家 | 管理係長 |
| | | 群馬県立東毛青少年自然の家 | 管理係長 |
| | | | 会計課長 |

別表第五の一の項中「(昭和五十六年法律第五十九号)」を削る。
 別表第六第四十七号から第四十九号までの項中「指定代理納付者用」を「指定納付受託者用」に改める。
 別記様式第四十七号から別記様式第四十九号までの規定中「群」を「群」に改める。
 別記様式第九十七号、別記様式第二百二十九号、別記様式第三百三十号、別記様式第三百三十三号、別記様式第三百三十四号及び別記様式第三百三十七号から別記様式第四百一十一号までの規定中「群」を削る。
 別記様式第四百十九号から別記様式第五百一十一号までの規定中

「群」を
 「群」に
 改める。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
 2 この規則の施行の日において現に改正前の第五十二条の二第一項の規定による指定を受けている者による歳入の納付については、なお従前の例による。
 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県財務規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第91号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示(平成19年群馬県告示第170号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

2の項ノ中「群馬県庁32階官民共創スペース」を「群馬県庁舎三十二階官民共創スペース」に改め、同項に次のように加える。

ヒ 妙義青少年自然の家に係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務

3の項ウ中「、第3項及び第4項並びに第20条」を「及び第4項並びに第9条第2項」に、「、地域機関及び専門機関、会計局」を「並びに同規則第20条に規定する地域機関及び専門機関」に、「、妙義青少年自然の家、」を「及び」に、「警察本部」を「警察本部及びサイバーセンター」に改める。

◎群馬県告示第92号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示(平成19年群馬県告示第171号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

表デジタルトランスフォーメーション課の項中「デジタルトランスフォーメーション課」を「デジタルトランスフォーメーション戦略課」に改め、表県民活動支援・広聴課の項中「会計局会計課」を「会計局会計管理課」に改め、表廃棄物・リサイクル課の項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」の次に「及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」を加え、表経営支援課の項中「経営支援課」を「地域企業支援課」に改める。

訓令

群馬県訓令甲第三号

群馬県庁議程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月三十一日
群馬県知事 山本 一 太
県庁
地域機関
専門機関

群馬県庁議程の一部を改正する訓令
群馬県庁議程(平成四年群馬県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「デジタルトランスフォーメーション推進監」の下に、「グリーン
イノベーション推進監」を加える。
附則
この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第四号

群馬県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月三十一日
群馬県知事 山本 一 太
県庁
地域機関
専門機関

群馬県職員表彰規程の一部を改正する訓令
群馬県職員表彰規程(昭和五十五年群馬県訓令甲第十二号)の一部を次のように改
正する。
第二条第四号中「部の長」の下に、「デジタルトランスフォーメーション推進監、
グリーンイノベーション推進監」を加える。
第三条第二項中「及び退職職員表彰」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中
「第二項各号及び前項」を「前項各号」に改め、同項を同条第三項とする。
第四条第一項中「及び退職職員表彰」を削る。
第八条第二項を削る。
附則
この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第五号

群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月三十一日
群馬県知事 山本 一 太
県庁
地域機関
専門機関

群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令
群馬県副知事の担当事務に関する規程(平成十九年群馬県訓令甲第十二号)の一部
を次のように改正する。
第一条第一項の表共管事務の項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一
号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 グリーンイノベーションに関する事。
附則
この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第六号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月三十一日
群馬県知事 山本 一 太
県庁
地域機関
専門機関

群馬県処務規程の一部を改正する訓令
群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「デジタルトランスフォーメーション推進監」の下に、「グリーン
イノベーション推進監」を加える。
第十五条第二項を削る。
第三十三条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、
第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第六号と
し、同号の次に次の一号を加える。
七 午前九時十五分から午後零時まで及び午後一時から午後六時まで
第三十三条第四項第三号の次に次の二号を加え、同項を同条第二項とする。
四 午前八時四十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時まで
五 午前八時四十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時三十分まで
第三十三条第五項を第三項とする。
第三十四条の二第二項中「(勤務時間規則)」を「(群馬県職員の勤務時間、休暇等
に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号。以下「勤務時間規則」と

いう。)」に改める。

第三十五条第一項の表年次有給休暇の項及び病欠休暇の項中「デジタルトランスフォーメーション推進監」の下に「グリーンイノベーション推進監」を加え、同表特別休暇の項中「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」の下に「(勤務時間条例第三条第四項第一号において子に含まれるものとされる者をいう。)」を加え、同表介護休暇の項中「デジタルトランスフォーメーション推進監」の下に「グリーンイノベーション推進監」を加える。

別表第二繊維工業試験場の項中「次長。次長が不在のときは、」を削る。

別記様式第十号の五注1、別記様式第十号の十注2、別記様式第十三号注1、別記様式第十四号の三注1、別記様式第十四号の六注1及び別記様式第十四号の七表面注1中「第33号第3項」を「第35号第1項」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第七号

群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

県庁
地域機関
専門機関

群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県公文書管理規程(令和三年群馬県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「デジタルトランスフォーメーション推進監」の下に「グリーンイノベーション推進監」を加え、「デジタルトランスフォーメーション課」を「デジタルトランスフォーメーション戦略課、グリーンイノベーション推進監宛てのものはグリーンイノベーション推進課」に改める。

別表第一の1の表知事戦略部の項中「デジタルトランスフォーメーション推進課」を「デジタルトランスフォーメーション戦略課」に改め、「環境政策課」を「業務プロセス改革課」に改め、

業務プロセス改革課

業改

を

業務プロセス改革課
グリーンイノベーション推進課

業改
GI

に改め、同表環境森林部の項中

環境政策課

環政

気候変動対策課

気対

を

環境政策課

環政

に改め、同表産業経済部の項中

経営支援課

営支

を

米米技術・デジタル農業課

米テ

に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

災害対策本部規程

群馬県災害対策本部規程第一号

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

群馬県災害対策本部長 山本 一太

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程(昭和三十九年群馬県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「デジタルトランスフォーメーション推進監」の下に「及びグリーンイノベーション推進監」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

別表第一「環境森林部の部林業対策班の項第一号中「治山・林道」を「林地、治山・林道等施設」に改め、同項第二号中「山地」を「林地」に改め、同項第四号中「林道」を「治山・林道等施設」に改める。

別表第二知事戦略部の部中「デジタルトランスフォーメーション推進監」を「デジタルトランスフォーメーション推進課」に改め、同部知事戦略部長「デジタルトランスフォーメーション推進監」の款知事戦略応援班の項を次のように改める。

| | | |
|---------|----------------------|-----------------|
| 知事戦略応援班 | デジタルトランスフォーメーション戦略課長 | グリーンイノベーション推進課長 |
|---------|----------------------|-----------------|

別表第二健康福祉部の部健康福祉部長の款健康福祉応援班の項中「国保援護課長」「国保援護課長」

を ワクチン接種推進課長 県営ワクチン接種センター運営課長」に改め、同表環境森林部の部環境森林部長の款環境森林応援班の項中「気候変動対策課長」を「自然環境課長」に改め、「自然環境課長」を削り、同表産業経済部の部産業経済部長の款生活必需品班の項中「経営支援課長」を「地域企業支援課長」に改め、同表産業経済応援班の項中「労働政策課長」を「未来投資・デジタル産業課長」に、「イベント産業創出課長」を「労働政策課長」に改め、同表企業部の部企業局長の款企業総務班の項を次のように改める。

| | | |
|-------|---------|-----------|
| 企業総務班 | 企業局総務課長 | 企業局経営戦略課長 |
|-------|---------|-----------|

別表第二病院部の部病院局長の款病院総務班の項中「病院局総務課長」を「病院局経営戦略課長」に改める。

別表第二の二受援・応援チームの項及び輸送担当の項中「経営支援課」を「地域企業支援課」に改める。

別表第四環境森林班の項第一号及び第二号中「環境」を「環境汚染」に改め、「ごみ・し尿」の下に「の処理」を加え、同項第三号及び第四号中「治山、林道」を「林地、治山・林道等施設」に改め、同項に次の一号を加える。

- 五 林野火災に係る情報収集に関すること。

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

国民保護対策本部規程
緊急対処事態対策本部規程

群馬県国民保護対策本部規程第一号
群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

| | |
|----------------|------|
| 群馬県国民保護対策本部長 | 山本一太 |
| 群馬県緊急対処事態対策本部長 | 山本一太 |

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程（平成十八年群馬県国民保護対策本部規程第一号及び平成十八年群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「デジタルトランスフォーメーション推進監」の下に「及びグリーンイノベーション推進監」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

別表第一環境森林部の部林業対策班の項第一号中「治山、林道」を「林地、治山・林道等施設」に改め、同項第三号中「林道」を「治山・林道等施設」に改め、同項第四号中「治山、林道」を「治山・林道等施設」に改める。

| | | |
|---------|----------------------|-----------------|
| 知事戦略応援班 | デジタルトランスフォーメーション戦略課長 | グリーンイノベーション推進課長 |
|---------|----------------------|-----------------|

別表第二健康福祉部の部健康福祉部長の款健康福祉応援班の項中「国保援護課長」を「国保援護課長」に改め、同表環境森林部の部環境森林部長

を ワクチン接種推進課長 県営ワクチン接種センター運営課長」に改め、同表環境森林部の部環境森林部長の款環境森林応援班の項中「気候変動対策課長」を「自然環境課長」に改め、「自然環境課長」を削り、同表産業経済部の部産業経済部長の款生活必需品班の項中「経営支援課長」を「地域企業支援課長」に改め、同表産業経済応援班の項中「労働政策課長」を「未来投資・デジタル産業課長」に、「イベント産業創出課長」を「労働政策課長」に改め、同表企業部の部企業局長の款企業総務班の項を次のように改める。

| | | |
|-------|---------|-----------|
| 企業総務班 | 企業局総務課長 | 企業局経営戦略課長 |
|-------|---------|-----------|

別表第二病院部の部病院局長の款病院総務班の項中「病院局総務課長」を「病院局経営戦略課長」に改める。

別表第二の二受援・応援チームの項及び輸送担当の項中「経営支援課」を「地域企業支援課」に改める。

別表第四環境森林班の項第一号及び第二号中「環境、」を「環境汚染並びに」に改め、「し尿」の下に「の処理」を加え、同項第三号及び第四号中「治山、林道」を「林地、治山・林道等施設」に改め、同項に次の一号を加える。

- 五 武力攻撃災害による林野火災に係る情報収集に関すること。

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
